

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 承認第1号 専決処分の承認を求める件専決第1号
平成25年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 第5 報告第1号 平成25年度北はりま消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件
- 第6 第6号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 第7 第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 第8号議案 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）購入の件
- 第9 第9号議案 災害対応特殊救急自動車購入の件
- 第10 第10号議案 高度救命処置用資機材購入の件
- 第11 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（識見を有する者）の選任の件
- 第12 同意第2号 北はりま消防組合監査委員（議会議員）の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（7名）

- 1番 林 晴 信 君
- 2番 衣 笠 利 則 君
- 3番 長谷川 勝 己 君
- 4番 河 崎 一 君
- 5番 村 井 公 平 君
- 6番 森 元 清 蔵 君
- 7番 井 上 茂 和 君
- 8番 辻 誠 一 君

4 欠席議員（なし）

5 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

加東市長 安田正義君

副管理者

西脇市長 片山象三君

加西市長 西村和平君

多可町長 戸田善規君

加東市副市長 吉田秋広君

消防担当課長

西脇市防災対策課長 岸本正昭君

加西市危機管理課長 石野隆範君

加東市防災課長 中村隆文君

多可町生活安全課長 竹内勇雄君

消防本部

消防長 石古覚君

消防部長 山本貴也君

消防部長 上田昌善君

警防部長 徳岡恒夫君

西脇消防署長 芹生信弘君

加西消防署長 服部和明君

加東消防署長 小西優司君

多可消防署長 西田藤一君

企画財政課長 清瀬明彦君

警防課長 森脇義和君

救急課長 近田俊久君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長 森本純生君

総務課課長補佐 安田英揮君

総務課主任 光明和彦君

○議長（井上茂和君） 皆さん、おはようございます。時間が若干早いんですが、皆さんお揃いでございますので、ただいまから開会いたしたいと思います。開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先週は超大型と言われる台風第8号が襲来ということで騒がれましたが、当地方におきましては災害もなく無事で済みましたが、他の地方では大変な被害にあわれて、死亡者も出たというような被害もございます。心よりお見舞い申し上げたいと思います。そしてまた、昨日につきましては大変な雨の中、北播磨の消防操法大会が盛大に開催されました。御参加されました皆さん方、本当に御苦労さまでした。選手の隊員の皆さん方、本当に雨の中、全て僅差であったかなと、我々素人目から見ても僅差であったかなというふうな目で見せていただきました。北播磨の消防団というそのレベルというのがだんだんいろんな形で上がってくれば、ああいう形でできるかなというふうな思いもしたところでございます。

本日ここに第11回北はりま消防組合議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御参集いただきました。北はりま消防組合が設立されてから早や4年目を迎えました。この間、大きな災害の発生もなく今日に至っておりますが、今後いつどこで大きな災害が発生するかもしれません。消防組合といたしまして、万全な態勢で対応していただきたいとこのように思います。

本日招集されました臨時会の付議事件は、専決処分の承認1件、繰越明許費の報告1件、補正予算1件、条例制定1件、契約関係3件、人事案件2件で、いずれも重要な案件でございます。何とぞ議員各位におかれましては慎重に御審議の上、適切妥当な結果が得られますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、開会に先立ちまして管理者、安田正義君から挨拶をいただきます。

安田君。

○管理者（安田正義君） おはようございます。ただいま議長のほうからもお話がございましたけれども、先週の台風8号が当初は重大な危険が差し迫る非常事態、こんな発表が気象庁から出されました。そしてまたあわせて、これまでに経験したことがない雨が降ったところがあるとこんなことも発表されているところでございます。全国的に見れば非常に大きな爪痕を残した災害でございましたけれども、幸いにして我々の地域につきましてはほとんど影響がなかったのかなとそんな思いで今、話したところでございます。その台風8号の雨よりもさらに一時的には強い雨が降ったというふうに私は感じたところでございますが、その雨の中、今も議長からお話がありました。第25回北播磨地区消防操法大会を開催されて、この北はりま消防組合管内のそれぞれの消防団、本当に日ごろの練習の成果を発揮していただいていたというふうに思います。特に、小型動力ポンプの操法で多可町消防団が2位、そしてポンプ車のほうにつきましては、何と北はりま消防管内

が1位、2位、3位と独占するという、西脇、加西そして多可という順で、1位から3位まで独占するというこんな結果を収めて、このことはそれぞれの消防団の頑張りももちろんあったわけですが、その指導に当たった消防署員の指導力というんですか、そういうこともあったのではないかなというそんな思いをもっているところでございます。それから、この時期になりますと、梅雨明けがいつごろになるのかなとそんな思いがいつもしておるんですが、今年は梅雨入りが6月4日ごろ、昨年が5月28日で、梅雨明けが7月10日ごろじゃないかということでございます。平年ですと、7月21日ごろが梅雨明けとなっております。そうしますと、この週末あたり、来週の初めあたりにかけて梅雨明けの時期が来るのかなとこんな思いもしてございますけども、なかなか予想がつかない、そんな状況でございます。我々、やっぱり普段から梅雨末期も大雨ということにつきましては、本当にいろんな経験もしてございます。そういう中で今後本当に無事に過ごせる、そんなふうにぜひなってもらいたい、そんなことを期待するところでございます。

さて、今日ここに第11回北はりま消防組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、皆さん方お揃いで参集賜りましたところ、心からお礼申し上げます。また、日ごろから組合の運営につきまして、格別の御理解と御審議を賜っております。改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

この度、念願の広域消防の中核となります消防指令センターが完成いたしましたので、今月1日からその運用を開始いたしてございます。これによりまして、119番通報の受報や、それからその出動指令等これを迅速に行う。そしてまた、災害現場で活動している隊員に消防指令センターからの支援情報を伝送すること、また現場と消防指令センター間と同じ情報を共有することができる、こういった大きな効果があらわれるというふうに思っています。そのことをもってして、地域の皆様の安全・安心がより一層高まる、高めてまいらなければならない、こんなことを思っているところでございます。

本日、私どものほうから御提案を申し上げますのは、ただいま議長のほうからも御案内ございましたけれども、補正予算等、また条例改正等合わせて9件でございます。何とぞ慎重審議賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

午前10時00分 開会

開 会 宣 言

○議長（井上茂和君） ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第11回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上茂和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、

会議規則第59条の規定により議長から指名いたします。1番、林晴信君、2番、衣笠利則君、この両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井上茂和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 副議長の選挙

○議長（井上茂和君） 次に、日程第3 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名の方法につきましては議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、村井公平君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました村井公平君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました村井公平君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました村井公平君が議場におられますので、本席から副議長の当選告知をいたします。村井公平君、御挨拶をお願いいたします。

村井君。

○副議長（村井公平君） 失礼いたします。ただいま議員の皆様方から温かい御推挙をいただきまして、副議長に当選させていただきました。今後は井上議長の補佐役として議会運営に邁進、努力をしてみたいと思いますので、皆さん方の御支援、御協力、また御鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（井上茂和君） ただいま副議長の挨拶は終わりました。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求める件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長、山本貴也君。

○消防部長（山本貴也君） 承認第1号 専決処分の承認を求める件につきまして、専決理由並びにその内容を説明申し上げます。

まず、専決の理由でございますが、西脇消防署庁舎耐震診断事業につきましては、3月末までに「耐震診断及び改修計画」の評価書の交付をいただく予定でありましたが、申請の遅れにより、公益法人兵庫県住宅建築総合センターからの評価書提出が4月になることが判明したことから、繰越明許費として補正予算を作成すべきと判断いたしました。3月後半であったため、議会を招集する時間的余裕がないと認められましたので、平成26年3月25日に地方自治法第179条第1項により、平成25年度北はりま消防組合一般会計補正予算第2号を専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

補正予算につきましては、予算書第1表をご覧ください。繰越明許費補正で、款消防費、項消防費、事業名西脇消防署庁舎耐震診断事業、金額312万9,000円です。

以上、承認第1号 専決処分の承認を求める件についての説明とさせていただきます。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員であります。

よって、本件承認することに決定いたしました。

日程第5、報告第1号 平成25年度北はりま消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第5、報告第1号 平成25年度北はりま消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。趣旨説明を求めます。

消防部長、山本君。

○消防部長（山本貴也君） 報告第1号 平成25年度北はりま消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件でございますが、別紙繰越計算書のとおり繰り越しをいたしておりますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。繰り越しいたしておりますのは、4事業、総額3,209万2,000円です。款消防費、項消防費の事務用備品整備事業ですが、各消防署の事務用ノートパソコンの更新を行うもので、1,102万9,000円を繰り越しました。款消防費、項消防費の加東消防署建設事業は建設予定地の土地鑑定、測量調査委託料794万4,000円を繰り越しました。款消防費、項消防費の兵庫衛星通信ネットワーク設備更新事業は999万円を繰り越しました。款消防費、項消防費、西脇消防署庁舎耐震診断事業は、先ほど承認第1号で御説明しました事業で、現西脇消防署庁舎の耐震診断で、312万9,000円を繰り越しました。

以上、報告第1号 平成25年度北はりま消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（井上茂和君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 質疑を終わります。

これで、報告第1号 平成25年度北はりま消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

日程第6、第6号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（井上茂和君） 次に、日程第6、第6号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

消防部長、山本君。

○消防部長（山本貴也君） 第6号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）について提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

当初予算では起債事業で購入予定しておりました水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車2台が国庫補助事業の採択を受けましたので財源変更を行うもので、歳入歳出総額の増減はございません。

それではお手元の予算書により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条ですが、歳入のみを財源変更することとし、補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」によります。また、第2条では地方債を減額することとし、「第2表地方債の補正」によります。

続きまして、2ページ、第1表歳入予算補正を御説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は、14万円減額し、21億5,079万3,000円といた

します。第3款国庫支出金は科目追加し、国庫補助金の決定をいただきました3,624万円といたします。第10款組合債は3,610万円を減額し、6億2,600万円といたします。

次に、4ページ、地方債補正でございますが、限度額の6億6,210万円を6億2,600万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

次に、事項別明細書により御説明申し上げます。9ページをご覧ください。

一般財源が14万円減額となることから、市町負担金を減額することとし、均等割2割、人口割8割で積算し、西脇市3万8,000円、加西市4万2,000円、加東市3万6,000円、多可町2万4,000円の減額となります。

次に、10ページにおいて、歳出の財源内訳を更正いたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、第6号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第6号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第7、第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

消防部長、上田昌善君。

○消防部長（上田昌善君） それでは、第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。説明が少し長くなりますがよろしく願いいたします。一枚物の資料、北はりま消防組合

火災予防条例の一部改正（要旨）をご覧ください。

まず、改正理由でございます。

平成25年8月15日、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名という甚大な被害を伴う火災が発生しました。この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が発電機にガソリンを補給しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、露店で使用していたガスコンロの火が引火したものと考えられています。このことを踏まえ、総務省消防庁では「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置して検討を行い、同様の催しでの火災を未然に防止し、または発生した場合でも被害を最小限に食いとめることを目的に、平成25年12月27日、消防法施行令の一部が改正されたことに伴い、平成26年1月31日付消防予第20号通知を受け、火災予防条例の一部を改正するものです。

改正内容についてですが、まず1点目は、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例えば祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つ催しにおいて、屋外・屋内を問わず、対象火気器具等、例えばコンロ、七輪、ストーブ、発電機等を使用する際には消火器を準備して使用していただきます。2点目は、このような催しにおいて対象火気器具を使用する「露店等」を開設する方には露店等開設届を提出していただきます。3点目は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合、人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものは、「指定催しとして指定」し、主催者に対して「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成、提出の義務を課します。4点目は、指定催しに指定された場合、主催者等は「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成し、提出することが義務づけられ、業務計画を提出しない場合、罰則が科せられます。5点目は、その他としまして、指定催しに関する火災予防上必要な業務に関する計画は当該催しを開催する日の14日前までに作成及び提出しなければならないことから、改正後、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する該当催しについては、改正後の火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないことといたします。

施行期日は、本議会で可決後、平成26年8月1日といたします。

詳細について、新旧対照表で御説明します。新旧対照表をご覧ください。1枚めくっていただき、目次中、「第5章避難管理（第35条から第42条）」を「第5章避難管理（第35条から第42条）第5章の2、屋外催しに係る防火管理（第42条の2から第42条の3）」に改め、第18条第1項第9号の次に、第9号の2、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することを加え、第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改め、

第21条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改め、第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改め、第39条各号列記以外の部分中「次」を「次の各号」に改め、第5章の次に、第5章の2、屋外催しに係る防火管理の1章を加え、その第5章の2において、（指定催しの指定）第42条の2消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならない。第2項、消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときはこの限りでない。第3項、消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに公示しなければならない。（屋外催しに係る防火管理）第42条の3前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。第1号防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。第2号対象火気器具等の使用及び危険物の取り扱いの把握に関すること。第3号対象火気器具等を使用し、または危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。第4号対象火気器具等に対する消火準備に関すること。第5号火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。第6号前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。第2項前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。を定め、第44条中「次」を「次の各号」に改め、第45条中「次」を「次の各号」に改め、同条に次の一号、第6号祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）、を加え、第49条中「次」を「次の各号」に改め、同条に次の一号、第4号第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者を加え、第50条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者もしくは管理人」に改め、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項、第2項法人でない団体について前項

の規定の適用がある場合には、その代表者または管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人または被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。を加えます。

以上、第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由とその内容の説明といたします。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第7号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第8号議案 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）購入の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第8、第8号議案 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）購入の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

警防部長、徳岡恒夫君。

○警防部長（徳岡恒夫君） ただいま上程されました第8号議案、財産の取得につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

本案は、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。内容につきましては、西脇消防署の化学消防ポンプ自動車を更新し、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を購入しようとするものです。契約方法は制限付一般競争入札でございます。購入予定価格は7,182万円でございます。契約の相手方は、大阪市生野区小路東5丁目15番20号、株式会社モリタ大阪支店、支店長平田隆吉でございます。支出予算科目は、平成26年度北はりま消防組合一般会計予算、款消防費、項消防費、目消防施設費でございます。

次に、第8号議案、説明資料1により御説明いたします。

購入目的は、現在配備している西脇消防署の化学消防ポンプ自動車が平成6年の購入か

ら20年が経過しており老朽化が著しく、消防活動に支障を来しているため更新するものでございます。納入場所は、西脇市野村町1796番地の502、西脇消防署でございます。納入期限は、平成27年3月16日までとしております。契約内容は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）の購入で、詳細は別紙の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車仕様書によるものです。仕様は、緊急消防援助隊設備整備費補助要綱に適合し、道路運送車両法等に定めのある緊急自動車として承認が得られるものです。4輪駆動方式で、5.5トン級の消防専用シャーシにポンプ装置、高圧空気泡消火装置（CAFS）、照明装置及び容量1,500リットルの水槽等を装備し、救助資機材の一部を積載して多種多様化する災害の初期対応を可能にし、緊急消防援助隊として出動することを想定した仕様になっております。隊員が乗車するキャビンは5人以上が乗車でき、隊員が防火衣、空気呼吸器等の装着を容易に行えるよう居住性を有し、また各装備が装着しやすい位置に取りつけられる仕様になっております。ポンプ装置は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に定めるA-2級以上の性能を有するとともに、水に少量の消火薬剤を加え、そこに圧縮空気を送り込むことにより発泡させるCAFSを装備して、泡による高い消火性能を有し、消火損害である水損防止に有効な仕様になっております。車体の側面及び後面にはシャッターを装備し、内部に消火及び救助資機材等を収納できるようにしております。また、夜間の活動においても必要な照明装置を複数装備する仕様となっております。資機材は、緊急消防援助隊設備整備費補助要綱の物品に加え、バッテリーで駆動する電動の救助資機材、エンジンカッター、マット型空気ジャッキ、熱画像直視装置等を装備しております。

次に、第8号議案、説明資料2により御説明いたします。

入札の経過でございますが、入札公告年月日は平成26年5月29日、入・開札年月日及び場所は、平成26年6月18日、西脇消防署会議室でございます。入札参加者は、有限会社西垣消防器具製作所ほか3社で、株式会社モリタ大阪支店が6,650万円で落札したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、採択いただきますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第8号議案 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）購入の件を

採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井上茂和君) 起立全員。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第9号議案 災害対応特殊救急自動車購入の件

○議長(井上茂和君) 次に、日程第9、第9号議案 災害対応特殊救急自動車購入の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

警防部長、徳岡君。

○警防部長(徳岡恒夫君) ただいま上程されました第9号議案、財産の取得につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

本案は、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、加西消防署の高規格救急自動車1台、加東消防署の高規格救急自動車1台、計2台を更新し、購入しようとするものです。契約方法は制限付一般競争入札でございます。購入予定価格は3,996万円でございます。契約の相手方は、神戸市須磨区大池町3丁目1番1号、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所、所長生田和博でございます。支出予算科目は、平成26年度北はりま消防組合一般会計予算、款消防費、項消防費、目消防施設費でございます。

次に、第9号議案、説明資料1により御説明申し上げます。

購入目的は、このたび更新いたします高規格救急自動車の走行距離が10万キロを超えており、老朽化が著しく、住民を安全かつ確実に搬送することに支障を来しているため更新するものでございます。納入場所は、加西市北条町東高室993番地の1、加西消防署と加東市上中3丁目25、加東消防署でございます。納入期限は、平成27年3月16日までとしております。契約内容は、災害対応特殊救急自動車2台の購入で、別紙の災害対応特殊救急自動車仕様書によるものです。仕様は、救急業務実施基準及び緊急消防援助隊設備整備費補助要綱に適合し、道路運送車両法等に定めのある緊急自動車として承認が得られる4輪駆動方式等の車両でございます。装備のうち、補助対象分はサイレン、赤色警光灯、傷病者を搬送するための防振機能付トレッチャー、酸素呼吸器、人工呼吸器、吸引器等でございます。補助対象外は、追加の赤色点滅灯、作業灯、各種照明、ドアステップ、ドライブレコーダー、電子バッテリー管理器、盗難防止装置等でございます。

次に、第9号議案、説明資料2により御説明いたします。

入札の経過でございますが、入札公告年月日は平成26年5月29日、入・開札年月日及び場所は平成26年6月18日、西脇消防署会議室でございます。入札参加者は、兵庫トヨタ自動車株式会社は特販営業所1社で、3,700万円で落札したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、採択いただきますようお願いいたします。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで討論を終わります。

これから、第9号議案 災害対応特殊救急自動車購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第10号議案 高度救命処置用資機材購入の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第10、第10号議案 高度救命処置用資機材購入の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

警防部長、徳岡君。

○警防部長（徳岡恒夫君） ただいま上程されました第10号議案、財産の取得につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

本案は、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上であったため議決を求めるものでございます。

内容につきましては、この度、購入いたします加西消防署及び加東消防署の災害対応特殊救急自動車2台に積載する高度救命処置用資機材2式を購入しようとするものです。契約方法は制限付一般競争入札でございます。購入予定価格は1,841万4,000円でございます。契約の相手方は、神戸市中央区港島中町2丁目2番1号、日本船舶薬品株式会社神戸支店、支店長清水衛でございます。支出予算科目は、平成26年度北はりま消防組一般会計予算、款消防費、項消防費、目消防施設費でございます。

次に、第10号議案、説明資料1により御説明申し上げます。

購入目的は、更新車両に積載する資機材が購入から既に10年以上が経過している状況で、老朽化が著しく、現場活動に支障を来すおそれがあることから、救急自動車購入に合わせて更新するものです。納入場所は、加西市北条町東高室993番地の1、加西消防署と加東市上中3丁目25、加東消防署でございます。納入期限は、平成27年3月16日までとしております。契約内容は、高度救命処置用資機材の購入2式で、別紙の高度救命

処置用資機材仕様書によるものです。仕様は救急業務実施基準に定めるもので、体温計・血圧計・聴診器等の観察用資機材、手動式人工呼吸器・ストレッチャー用の酸素吸入装置・喉頭鏡等の呼吸循環管理資機材、固定具・三角巾・包帯等の創傷等保護用資機材、バックボード・滅菌アルミシート等の保温搬送用資機材、消毒用資機材、分娩セット・感染防止衣等、その他資機材となっております。緊急消防援助隊設備整備費補助要綱に定めるもので、気管挿管チューブ・ラリングアルチューブ等の気道確保用資機材、ビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器、輸血用資機材、血中酸素飽和度測定器、ベッドサイドモニター等となっております。その他必要な資機材では、ガス測定器、訓練資機材、定置型吸引器、耐刃防護衣等となっております。

次に、第10号議案、説明資料2により御説明申し上げます。

入札の経過でございますが、入札公告年月日は平成26年5月29日、入・開札年月日及び場所は、平成26年6月18日、西脇消防署会議室でございます。入札参加者は、関西医療株式会社ほか1社で、日本船舶薬品株式会社神戸支店が1,705万円で落札したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、採択いただきますようお願いいたします。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 討論を終わります。

これから、第10号議案 高度救命処置用資機材購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、同意第1号 北はりま消防組合監査委員（識見を有する者）の選任の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第11、同意第1号 北はりま消防組合監査委員の選任の件を議題といたします。提出の説明を求めます。

管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは、同意第1号 北はりま消防組合監査委員の選任の件につきまして御説明を申し上げます。

この度、この北はりま消防組合の識見を有する監査委員として選任をさせていただいておりました西村勝彦氏からその職を辞したいとお申し出がございました。願いが提出されたところでございます。これを受けまして、住所、加東市久米381番地、高橋優氏を北はりま消防組合、識見を有する監査委員として選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。高橋優氏の略歴を添付いたしてございますが、平成23年6月から加東市の監査委員に就任され、本年5月から加東市の代表監査委員に就任をされておるところでございます。人事の案件でございます。何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提出者の説明が終わりました。人事案件ですので、質疑・討論を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略いたします。これから、同意第1号 北はりま消防組合監査委員の選任の件を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井上茂和君） 起立全員。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第12、同意第2号 北はりま消防組合監査委員（議会議員）の選任の件

○議長（井上茂和君） 次に、日程第12、同意第2号 北はりま消防組合監査委員、議会議員の中からの選任の件を議題といたします。地方自治法117条の規定により2番、衣笠利則君の退場を求めます。

（2番、衣笠利則君、退場）

○議長（井上茂和君） それでは、提出者の説明を求めます。

管理者、安田君。

○管理者（安田正義君） それでは、同意第2号 北はりま消防組合監査委員の選任の件につきまして御説明を申し上げます。この度、議会北はりま消防組合議会議員のうちからの監査委員としてその任に当たっていただいております村井公平議員からその職を辞したい旨の願いが提出されました。つきましてはその後任といたしまして、加西市山下町1421番地、衣笠利則議員が適任者でございますので、地方自治法第196条第1項の規定により選任をさせていただきたく議会の同意を求めるところでございます。何とぞ人事案件でございます。満場一致の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提出者の説明が終わりました。人事案件ですので、質疑・討論を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上茂和君) 異議なしと認め、質疑・討論を省略いたします。これから、同意第2号 北はりま消防組合監査委員の選任の件を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井上茂和君) 起立全員。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。本件の採択が終わりましたので、2番、衣笠利則君の入場を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 開議

○議長(井上茂和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、第11回北はりま消防組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

挨拶

○議長(井上茂和君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期臨時会に付議された案件につきまして、議員各位の慎重な御審議によりまして、滞りなく議了できましたことを厚くお礼を申し上げます。管理者以下、執行者におかれましては消防組織、施設の充実につながるよう一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。議員各位におかれましても、今後大変暑さも増してきます。そして、いつ何どき、先ほど市長のほうからも冒頭にございりましたが、いかなる災害が起きるやもわかりませんので、十分それぞれ体調管理をいただき、ますます御健勝にて議会活動に御精進あらんことを期待いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

管理者、挨拶をお願いいたします。

安田君。

○管理者(安田正義君) それでは、第11回北はりま消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

ただいまは私ども提案を申し上げましたそれぞれの案件につきまして、いずれも適切な御決定を賜りましたことを心からお礼を申し上げます。

この北はりま消防組合、実は管轄面積が県内でも5番目という広さをもっております。その中に5万6,000世帯、およそ15万2,000人の住民が生活しておるわけですが、住民の安全・安心なまちづくりに向けて事務事業の展開にこれからも取り組

んでまいる所存でございます。今後も議員さん方の御意見、また御協力を賜りながら防災・減災に力を注いでまいりたいと思うところでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。議員各位におかれましては、これからいよいよ夏本番という時期を迎えるわけでございますが、何とぞ御自愛いただきまして、さらなる御声援、御活躍を心からお祈り申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上茂和君）　ただいま管理者の挨拶が終わりました。

これをもちまして散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 井上茂和

会議録署名議員 林晴信

会議録署名議員 衣笠利則